



# 国保・年金

令和3年2月1日より、内線番号が3ケタから4ケタへ変更となります。市民の皆さまへはお手数をおかけしますが、改めてお問い合わせをお願いいたします。

## 国民健康保険

国民健康保険課給付係 ☎893-4492

### 届け出

宜野湾市民で、職場の健康保険(健康保険組合や共済組合等)に加入している人や、生活保護を受けている人等を除いて、すべての人が国民健康保険に加入しなければなりません。(国民皆保険です)

### こんなとき届け出を

以下の場合には、世帯主の方は必ず、14日以内に国民健康保険課に、届け出をしてください。

※国保に関する各種提出・保険証受取の際には、本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)の提示をお願いします。

※手続き時にはマイナンバーの確認が必要な場合がありますので、世帯主と異動者の方のマイナンバーがわかるものをお持ちください。



国保・年金

	こんなとき	手続きに必要なもの
保健に入る時	他の市町村から転入してきたとき	印かん、身分証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険資格喪失証明書、身分証
	子どもが生まれたとき	届け出する方の身分証、印かん
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書、身分証
	外国籍の人が入るとき	在留カード、印かん、身分証
保健をやめるとき	他の市町村に転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と職場の健康保険の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印かん、国保と職場の健康保険の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	国保の被保険者が死亡したとき	亡くなられた方の保険証、届け出する方の身分証、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
その他	同じ市町村内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	印かん、保険証、身分証
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	印かん、保険証、在学証明書または、学生証(コピー可)
	施設や病院に住所を移すとき	在庫または在院の証明書、印かん、保険証、身分証
	保険証を紛失、または汚して使えなくなったとき	印かん、身分証

## 高額療養費

入院などで、医療費が高額になりそうなときは、**限度額適用認定証**(または、限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関に提示することで、限度額までの支払いになります。限度額適用認定証の申請は、国民健康保険課で行います。ただし、70歳~74歳の方で「現役並み所得者Ⅲ」、「一般」の区分の方は、保険証兼高齢受給者証で所得区分が確認できるため、発行はできません。

### ○手続きに必要なもの

- 対象者の保険証
- 窓口にくる方の本人確認ができるもの
- 窓口にくる方の印鑑

※保険税に未納のない方が対象です。

※70歳~74歳で低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方は、保険証のみで所得区分が確認できるため、申請の必要はありません。

限度額適用認定証を提示しなかった場合、世帯で合算して限度額を超えた場合などは、限度額を超えた分が後から払い戻されます。該当する場合は、国保から通知をお送りします。

## 前期高齢者医療制度

70歳から医療費の負担額が変わる場合があります。国民健康保険の加入者が70歳になったら、医療機関で支払う医療費の負担割合(一部負担金)が所得に応じて、2割または3割となります。

## 第三者行為によるケガや病気

第三者行為によって傷病を受けた場合(・交通事故・他人から暴力を受けた等)も国保で治療が受けられます。この場合、本来治療費は加害者が支払うもの(自賠責保険など)ですが、一時的に国保が立て替え払いし、後日加害者に請求します。また、第三者行為によってけがをした被保険者が国保から保険給付を受ける場合は、直ちに被害の状況等を保険者(市)に届けなければなりません(国保法第32条の6)

- 「事故証明・保険証・印かん」を持参し、国保窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。
- 示談の前に必ず国保の窓口までご相談ください。

### ○給付制限となるもの

故意に事故を起こしたとき(自殺未遂等)、飲酒運転や無免許運転、けんか、麻薬中毒等で事故を起こしたとき、正当な理由もなく医師の指示に従わなかったとき

### ○国保の対象とならないもの

- 次の場合は、国保での診療が受けられません。
- 仕事中、または通勤途上のけがや病気で労災保険の適用が受けられるもの
- 病気とみなされないもの(正常な妊娠・出産・歯列矯正、美容整形、健康診断やそのための検査、予防注射、経済上の理由による妊娠中絶等)

## 後期高齢者医療保険

**問 国民健康保険課後期高齢者医療係 ☎893-4493**

75歳(一定の障がいがあると認定されたときは65歳)以上の方は、「後期高齢者医療制度」の対象(被保険者)となります。これまで保険料を負担していなかった被用者保険(健康保険組合や共済組合等の医療保険)の被扶養者だった方も、後期高齢者医療制度の対象となります。(※ただし、生活保護受給者は対象外です)

### 届け出

市民の方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の対象(被保険者)となります。(生活保護受給者のみ対象外です)75歳の年齢到達以外に「後期高齢者医療制度に入るとき」「後期高齢者医療制度をやめるとき」「その他」は下記の理由になりますので、届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの	いつ
後期高齢者医療制度に入るとき	65歳～74歳で一定の障がいがある方が加入しようとするとき	被保険者証、国民年金証書、身体障がい者手帳、その他障がいの程度がわかる書類のいずれか、印鑑、届出者の身分証	障がい認定を受けようとするとき
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑	14日以内
	他の都道府県から転入してきたとき	被保険者証、負担区分証明書、印鑑	14日以内
後期高齢者医療制度をやめるとき	65歳～74歳で一定の障がいのある加入者が、後期高齢者医療から脱退しようとするとき	被保険者証、印鑑	障がい認定を撤回したいとき
	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書、印鑑	14日以内
	他の都道府県に転出するとき	被保険者証、印鑑	14日以内
	死亡したとき	葬祭を執り行った事実が確認できる書類、亡くなった方の被保険者証、葬祭費申請者の預金通帳、申請者の印鑑	14日以内
その他	県内で住所が変わるとき	被保険者証、印鑑	14日以内
	氏名等が変わるとき	被保険者証、印鑑	14日以内
	被保険者証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	被保険者証、印鑑	すみやかに



国保・年金

### 高額療養費

ひと月※1の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合、申請して認められると、その超えた分が高額療養費として支給されます。

#### 手続きのながれ

- ひと月※1の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合、申請して認められると、その超えた分が高額療養費として支給されます。
  - ※1 ひと月とは、1日から月末までの期間のことです。
  - ※2 現役並み所得者は同一世帯で12カ月以内に高額療養費の支給月数が3カ月以上ある場合には、4カ月目から限度額が44,400円に軽減されます。
  - 月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に移行する場合は、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度の両方の自己負担限度額が、それぞれ半額になります。
- はじめてのときは**勸奨通知(はがき)**をお送りしますので、**市役所窓口**で手続きをお願いします。
- 一度手続きをすると、**高額療養費に該当するたびに自動的に支給(口座振込)**されます。
  - ・病院・診療所、診療科の区分なく合算します。
  - ・入院時の食事代や保険が適用されない差額ベッド代等は、支給の対象外となり合算できません。

### 対象となる方

- 75歳以上の方(75歳の誕生日当日から)。
- 65歳以上74歳以下で、一定の障がいがあると認定された方。
  - ※一定の障がいがあるとの認定は、沖縄県後期高齢者医療広域連合が行います。
  - ※後期高齢者医療制度の保険証が一人に一枚交付されます。病院などに行く場合は忘れずに持参し窓口へ提示しましょう。
  - ※外来及び入院ともに1割(現役並み所得者は3割)の負担となります。

### 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に2万円を広域連合から支給します。

### 交通事故にあったとき

交通事故等の他人の行為でケガをした場合でも、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。この場合、広域連合で治療費を一時的に立て替え、あとで加害者に請求することになりますので、必ず市役所窓口にて「第三者行為による傷病届」を提出してください。

#### ○届け出に必要な書類

被保険者証、事故証明書、印鑑

**【注意!】示談をするときは慎重にしてください。**

加害者から治療費を受けとったり、示談を済ませてしまうと、後期高齢者医療制度で治療を受けられなくなったり、場合によっては医療費を返納していただくこともありますのでご注意ください。



## 国民年金

**問 市民課年金係 ☎893-4411(内線114・116・117)**

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある人は、国民年金の被保険者になります。

## 加入種別

被保険者は次の3種類に区分されます。

### ■ 第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、農林漁業従事者、自営業者、学生等が該当し、個別に保険料を納めます。加入手続きは市町村の国民年金担当窓口で行います。

### ■ 第2号被保険者

厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務している人や公務員等で、保険料は給与から差し引かれるため個別に納付する必要はありません。加入手続きは、勤務先で行います。

### ■ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人です。保険料は厚生年金保険の実施機関が拠出金として支払うため個別に納付する必要はありません。加入手続きは配偶者の勤務先で行います。

### ■ 任意加入被保険者

上記3種以外に希望して加入することができます。

#### ○ 高齢任意加入者

年金の受給資格期間が足りない場合や満額受給に近づきたい場合、厚生年金に加入していない方は60歳以上65歳未満の期間において申し出をされた月から任意加入することが出来ます。昭和40年4月1日以前に生まれた人については、受給資格期間が足りない場合のみ70歳まで延長出来ます。保険料の納付は原則口座振替となります。

#### ○ 海外任意加入者

海外に在住している日本人で、日本国籍を有する20歳以上65歳未満の方は、任意加入することができます。

## 国民年金保険料

令和2年度は月額16,540円です。

## 付加年金

第1号被保険者、任意加入被保険者(65歳未満)は、保険料の他に月400円の付加保険料を納めることで、受給する年金額を増やせます。上乗せして受給できる額(年額)は「200円×付加保険料納付月数」です。ただし国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることができません。

## 保険料免除制度

国民年金保険料の納付が困難な場合は、そのままにせず、窓口で免除のご相談をしてください。

免除した保険料は10年以内に追納(納付)することができます。

## ■ 法定免除

生活保護の生活扶助を受けている方、障害年金(1級または2級)を受けている方、国立および国立以外のハンセン病療養所等で療養している方は、該当届を提出すると保険料が免除されます。

## ■ 申請免除・納付猶予

「申請者」、「申請者の配偶者」、「世帯主」それぞれの前年度所得が法令で定められた基準以下の方が免除されます。市町村窓口や年金事務所で申請し、日本年金機構の審査、承認を受ける必要があります。所得に応じて全額が免除される「全額免除」と一部が免除される「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」があります。

学生を除く50歳未満の方で「申請者」、「申請者の配偶者」それぞれの前年度所得が法令で定められた基準以下の方が猶予される納付猶予制度もあります。

## ■ 学生納付特例

所得の少ない学生(該当しない学校もあります)の方が国民年金保険料の納付を猶予できる制度です。市町村窓口や年金事務所で申請し、日本年金機構の審査、承認を受ける必要があります。学生納付特例事務法人の指定を受けている大学の在学学生は、大学の窓口でも申請できます。猶予された期間は、受給資格期間に算入されますが、年金受給額には反映されません。

## 老齢基礎年金の請求

満65歳に達した方で、受給資格期間(納付や免除期間等の合計が10年以上)を満たしている場合、誕生日の前日から請求できます。受給資格期間に関しては、年金事務所窓口にお問い合わせください。

※老齢基礎年金は本人の希望で60歳から繰上請求または70歳までに繰下請求することができます。この場合は年齢に応じて受給額が変動され、繰上受給申請後は障害年金が該当しません。

## 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、支給されるものです。

### ■ 老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

以下の要件をすべて満たしている方

- ①65歳以上で老齢基礎年金を受けている。
- ②請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税である。
- ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円※以下である。

※令和2年度の額

### ■ 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

以下の要件をすべて満たしている方

- ①障害基礎年金または遺族基礎年金を受けている。
- ②前年の所得額が「4,621,000円+扶養人数×38万円※」以下である。

※扶養者によって異なります。